

佐賀県規則第10号

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成28年佐賀県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>（条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)・(8)</u> 略</p> <p>第3条 略</p>	<p>（条例別表第1の1の項に規定する規則で定める事務）</p> <p>第2条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 生活保護法第55条の5第1項の規定に準じて行う生活に困窮する外国人の保護における進学準備給付金の支給の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>(8)・(9)</u> 略</p> <p>第3条 略</p> <p>（条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務）</p> <p><u>第4条 条例別表第1の3の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</u></p> <p><u>(1) 療育手帳の交付の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</u></p> <p><u>(2) 療育手帳の交付後に行う障害の程度の再判定に関する事務</u></p> <p><u>(3) 療育手帳の返還に関する事務</u></p> <p><u>(4) 療育手帳交付台帳の整備に関する事務</u></p> <p><u>(5) 療育手帳の交付を受けた者の氏名若しくは居住地の変更、療育手帳の交付を受けた者の保護者の変更又は療育手帳の交付を受けた者の保護者の氏名若しくは居住地の変更に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務</u></p>

改正前	改正後
<p>(条例別表第 1 の 3 の項に規定する規則で定める治療及び事務)</p> <p>第 4 条 条例別表第 1 の 3 の項に規定する規則で定めるウイルス性肝炎の患者に対する治療は、ウイルス性肝炎 (B 型肝炎又は C 型肝炎に限る。) の患者に対するインターフェロン治療その他の抗ウイルス治療とする。</p> <p>2 条例別表第 1 の 3 の項に規定する規則で定める事務は、前項に規定する治療に要する費用の助成の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p>	<p>(6) 療育手帳の再交付に関する事務</p> <p>(条例別表第 1 の 4 の項に規定する規則で定める治療及び事務)</p> <p>第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項に規定する規則で定めるウイルス性肝炎の患者に対する治療は、ウイルス性肝炎 (B 型肝炎又は C 型肝炎に限る。) の患者に対するインターフェロン治療その他の抗ウイルス治療とする。</p> <p>2 条例別表第 1 の 4 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項に規定する治療に要する費用に充てるための助成金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 前号の助成金の受給者に対し交付される肝炎治療受給者証に関する事務</p> <p>(条例別表第 1 の 5 の項に規定する規則で定める治療及び事務)</p> <p>第 6 条 条例別表第 1 の 5 の項に規定する規則で定める不妊治療は、体外受精、顕微授精及び人工授精による治療その他医学的知見に基づき知事が定める治療とする。</p> <p>2 条例別表第 1 の 5 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項に規定する治療に要する費用に充てるための助成金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 前号の助成金の交付に関する事務</p> <p>(3) 第 1 号の助成金に係る台帳の整備に関する事務</p>

改正前	改正後
<p>(条例別表第 1 の 4 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第 5 条 条例別表第 1 の 4 の項に規定する規則で定める事務は、次</p>	<p>(4) 第 1 号の助成金の返還に関する事務 (条例別表第 1 の 6 の項に規定する規則で定める検査及び治療並びに事務)</p> <p>第 7 条 条例別表第 1 の 6 の項に規定する規則で定める不育症に対する検査及び治療は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 不育症に対して行う次に掲げる検査</p> <p>ア 子宮形態検査のうち知事が定める検査</p> <p>イ 内分泌検査のうち知事が定める検査</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、医学的知見に基づき知事が定める検査</p> <p>(2) 不育症に対して行う次に掲げる治療</p> <p>ア 子宮形態異常に係る治療</p> <p>イ 内分泌異常に係る治療</p> <p>ウ ア及びイに掲げるもののほか、医学的知見に基づき知事が定める治療</p> <p>2 条例別表第 1 の 6 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 前項に規定する検査及び治療に要する費用に充てるための助成金の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務</p> <p>(2) 前号の助成金の交付に関する事務</p> <p>(3) 第 1 号の助成金に係る台帳の整備に関する事務</p> <p>(4) 第 1 号の助成金の返還に関する事務</p> <p>(条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p>第 8 条 条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務は、次</p>

改正前	改正後
<p>のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条例別表第 1 の 5 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 6 条</u> 条例別表第 1 の 5 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条例別表第 1 の 6 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 7 条</u> 条例別表第 1 の 6 の項に規定する規則で定める事務は、佐賀県立学校授業料等徴収条例 (昭和 23 年佐賀県条例第 17 号) 第 2 条第 3 項の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 8 条</u> 条例別表第 1 の 7 の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号) 第 5 条の規定に準じて行う障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援学校又は中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。) への就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁するこれらの学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p><u>第 9 条・第 10 条</u> 略</p>	<p>のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条例別表第 1 の 8 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 9 条</u> 条例別表第 1 の 8 の項に規定する規則で定める事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(条例別表第 1 の 9 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 10 条</u> 条例別表第 1 の 9 の項に規定する規則で定める事務は、佐賀県立学校授業料等徴収条例 (昭和 23 年佐賀県条例第 17 号) 第 2 条第 3 項の規定による授業料の減免の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務とする。</p> <p>(条例別表第 1 の 10 の項に規定する規則で定める事務)</p> <p><u>第 11 条</u> 条例別表第 1 の 10 の項に規定する規則で定める事務は、特別支援学校への就学奨励に関する法律 (昭和 29 年法律第 144 号) 第 5 条の規定に準じて行う障害のある幼児、児童又は生徒の特別支援学校又は中学校 (中等教育学校の前期課程を含む。) への就学による保護者等の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じて支弁するこれらの学校への就学のため必要な経費の算定に必要な資料の受理、その資料に係る事実についての審査又はその資料の提出に対する応答に関する事務とする。</p> <p><u>第 12 条・第 13 条</u> 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。